

# 農地・水・環境保全向上対策に関するQ & A

H18.10.1

## 位置づけ

質 問	頁
品目横断的経営安定対策が担い手に特化させていることと、本対策との整合性がないのではないですか。	1
昨今、品目横断的経営安定対策が担い手支援、農地・水・環境保全向上対策が担い手以外の支援といった報道がなされ、両施策が産業政策と地域振興政策の「車の両輪」であるということが適切に表現されていないのではないですか。	1

## 施策の仕組み

質 問	頁
共同活動への支援、営農活動への支援、ステップアップのための支援の3つの取組を全て行わなければならないのですか。	2
地方負担を義務化するのですか。	2
本対策全体の事業規模はどの程度ですか。また、都道府県の負担はどの程度ですか。	3
農地・水・環境保全向上対策のような、地域振興対策については、中山間地域等直接支払と同様に、市町村が関与できる制度設計をお願いします。	3

## 共同活動への支援 - 対象地域・活動組織

質 問	頁
農業振興地域が対象となるのですか。(例えば、市街化区域内農地は対象とならないのですか。)	4
水田以外で対象となるケースにはどのようなものがありますか。	4
対象となる地域は、その地域で水稻生産調整が100%達成されていなくても、該当するのですか。	4
環境規範に取り組んでいない地域でも共同活動への支援は行われるのですか。	5
面積的な要件はないのですか。	5

質 問	頁
農地面積支払は、農地全てが対象となるのですか。	6
対象農地面積の確認方法と対象者を明らかにしてください。受委託されている場合はどうなるのですか。	6
対象となる面積区分については、登記簿等により判断するのですか、現況で判断するのですか。	6
活動組織の「多様な主体の参画」とはどのようなイメージですか。例えば非農家や土地持ち非農家の参画が必須となるのですか。あるいは農地利用改善団体や水利組合も対象となるのですか。	7
土地改良区は必ず、地域協議会・活動組織のメンバーにならないといけないのですか。また、土地改良区がない地区は本施策の対象とならないのですか。	7
事務局は、誰が担えばよいでしょうか。	8
この対策の対象組織として、現状の集落組織（行政区）は対象になりますか。	8
交付金の流れや経理事務はどのようになるのですか。	8
主な水路・農業用道路は土地改良区が管理していますが、当対策交付金は土地改良区に交付されないのですか。	9
活動組織について、たくさんの人々をまとめていくのには誰が適しているのですか。実際はどうすればよいのか分かりません。	9
提示された支援単価では多くの人々の参画を求めるのは難しいのではないですか。	10
共同活動の支援の活動指針の具体的内容はどのようなものでしょうか。	11
共同活動への支援について、基礎部分のみの取組がなされれば農地・農業用水を維持することは可能と思われませんが、誘導部分の必要性は何でしょうか。	12
基礎部分及び誘導部分の農地・水向上活動、農村環境向上活動は、その全てについて取り組む必要があるのですか。	12

質 問	頁
地域共同活動に対する支援の交付の対象は組織なのですか個人なのですか。	13
「誘導部分」の「選択的必須要件」の項目は、どれくらいの項目を必要数としているのですか。	14
交付金の具体的な用途はどのようなものですか。作業の労働に対する助成ですか。原材料費や花の植付け、生き物調査の経費に充当してもいいですか。	14
策定した一定の地域を保全管理することはもちろん、地区内に流入する用水路（地区外）の保全管理に交付金を使って良いですか。	15
支援単価は、農地・水を保全する必須の活動量を基礎に算出するとのことですが、当り前の取組に支払っていることになるのではないですか。	15
国の支援基準は、2,200円/10a（都府県水田）ですが、活動計画を取りまとめた結果、事業費が国の支援額を下回っても良いのですか。2,200円/10aは上限額と理解して良いですか。	16
地域協議会が活動組織に支払う際の取組の単価設定について、地方に任されることになるのですか、ガイドラインが示されるのですか。	16
国による支援の水準で単価が2,200円/10aとなっています。これを個々の地区に当てはめた場合、必須要件が各地区によって違うと思いますが、どのようにその地区の支援額を決定するのですか。例えば、2,200円の半分を基本額とし、残りの1,100円を水準に合わせて割り当てるのですか。	17
畑と草地の違いは何か。年度ごとの栽培作物で選別するのですか。時期や作物などの確定要件はどうなるのですか。	17
支援単価は、平地も中山間地も同じなのですか。	18
「国による支援の水準」水田2,200円/10aとは国のみの支出ですか。県・市町村・地元を含むのですか、別ですか。	18
地方公共団体の負担を求めるのですか。（定率助成ですか、それとも定額助成ですか。）	18
共同活動への支援において、地方の負担は都道府県と市町村で均等なものとなるのですか。	19

質 問	頁
19年度からの取組について、地方財政措置の検討状況はどうなっているのですか。	19
税制上の取扱いは、どのようになるのですか。中山間直接支払と同様になるのですか。	20
農地・水・環境保全向上対策の導入に向けて、実施体制、支援対象、地方の裁量など制度の詳細について、早期に明らかにしてください。	21
平成18年度のモデル地区については、単年度で動いていますが、平成19年度以降の本格稼働に継続して乗り換えられるのですか。	21

#### 共同活動への支援 - その他

質 問	頁
農地・水・環境保全向上対策の共同活動への支援について、中山間地域直接支払いとの調整はどのように行うのですか。	22
ふるさと水と土保全対策との関係はどのようになっているのですか。	23
共同活動の実施状況について、誰がどのように確認するのですか。	23
県別の予算配分をどのように行うのですか。	24
本対策のゴールは何ですか。何が達成されるまで続ければよいのですか。	24

#### 営農活動への支援 - 対象地域・対象とする活動

質 問	頁
営農活動への支援は、なぜ共同活動の支援地域内でなければならないのですか。	25
共同活動への支援の対象地域と営農活動への支援の対象地域の関係はどうなるのですか。両方のエリアはイコールなのですか、内数なのですか、一部でも重複があればよいのですか。	25
営農活動への支援について、「計画に基づき・・・地域」とありますが、計画の内容のイメージはどうなるのですか。また、同一市町村内の各集落においては類似の計画になる可能性もありますがそれでも良いのですか。	26
営農活動への支援における「地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた共同の取組」とは、どのような活動が対象となるのですか。稲わらの鋤き込みは必ず実施しなければならないのですか。	27

質 問	頁
<p>エコファーマー（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく導入計画の認定）であることを支援の要件とするのですか。</p>	27
<p>営農活動への支援において、緑肥作物は支援の対象となるのですか。</p>	28
<p>先進的な取組で、化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等に相当する取組とありますが、考えられる取組があれば示してください。</p>	28
<p>農地・水・環境保全向上対策の採択要件にエコファーマーであることがありますが、3割程度の減農薬の計画でエコファーマーとして認定している場合もあります。採択要件では5割のラインが示されていますが、これに伴いエコファーマーの認定要件を変更するのですか。</p>	29
<p>営農活動への支援は、慣行5割削減といいますが、地域によって条件が違います。慣行で使用する化学合成農薬の回数や量も違いがあります。もともと少量のところは負荷が低いはずですが。作物によっても違いはあるので、全国一律に5割のように削減割合で設定するのではなく、(全国一律で)絶対値で設定すべきではないですか。</p>	29
<p>化学肥料や化学合成農薬の5割以上低減の要件は計画期間中に達成すれば5割低減に向けた取組に対して支援が受けられるのですか、それとも5割低減等の取組の実績に対して支援を行うのですか。</p>	30
<p>営農活動への支援において、化学肥料や化学合成農薬を慣行の5割以下へ低減した方式で生産した米については、集荷の段階でも分別して集荷する必要があるのですか。</p>	30

### 営農活動への支援 - 支援内容

質 問	頁
支援の内容で、取組面積に応じて活動組織に交付（取組農業者への配分可）とありますが、担い手農家でなくともよいのですか。	31
営農活動への支援について、化学肥料や化学合成農薬を5割削減していますが、そうした場合に生じる減収分を支援する仕組みなのですか。	31
営農活動、ステップアップへの支援額及び基準はいつごろ決定されますか。	31
事業の申請・採択の手続きはどのようになるのですか。	32
営農活動への支援について、要件を満たす営農（化学肥料・化学合成農薬の5割低減等）の実施を誰がどのように確認するのですか。県や市町村、農協等の役割分担はどのようになるのですか。	32

### ステップアップへの支援

質 問	頁
促進費はどのような取組に対して交付されるのですか。	33

## 位置づけ

( 質 問 )

品目横断的経営安定対策が担い手に特化させていることと、本対策との整合性がないのではないですか。

---

( 回 答 )

経営安定対策は、産業政策として担い手の明確化と施策の集中・重点化により力強い農業構造の確立を目指すものであり、他方、農地・水・環境保全向上対策は、地域振興政策として、その基盤となる農地・水・環境の保全向上と農業の自然循環機能の維持・増進を図るものです。この両施策が車の両輪となり、連携・整合を図りながら推進されることにより、担い手とその基盤が守られ、農業の持続的発展と、これを通じた食料安定供給、多面的機能の発揮が期待されます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

昨今、品目横断的経営安定対策が担い手支援、農地・水・環境保全向上対策が担い手以外の支援といった報道がなされ、両施策が産業政策と地域振興政策の「車の両輪」であるということが適切に表現されていないのではないですか。

---

( 回 答 )

調査地区を核にした取組の浸透、地方公共団体等との意見交換、有識者等を交えた議論の公開、ホームページ、イベントを活用した広報活動などを展開しているところではありますが、今後、さらに国民の皆様方の理解を得るため努力してまいります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 施策の仕組み

( 質 問 )

共同活動への支援、営農活動への支援、ステップアップのための支援の3つの取組を全て行わなければならないのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 共同活動への支援については、地域における農業生産や多面的機能の発揮の基盤を確保する観点から実施するものであり、営農活動への支援を行う地域であることを義務づけるものではありません。
- 2 他方、営農活動への支援については、より大きな環境保全効果を確保する観点から、共同活動への支援の実施地域を対象とする考えです。
- 3 なお、ステップアップのための支援については、これらの活動の地域への広がりや質の向上などを誘導するものであり、共同活動への支援の実施地域が対象となります。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

地方負担を義務化するのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 資源や環境を保全する取組は、国・地方・農業者のそれぞれが利益を受けるものであり、大綱で示した国の支援水準は、その役割分担を踏まえ、国の責務分を支援するという考えに基づいています。
- 2 したがって、地方公共団体に対しても、自らの責務として、応分の負担（国：地方公共団体＝1：1を想定）を勧奨していく考えであり、負担していただくことを強く期待しています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

本対策全体の事業規模はどの程度ですか。また、都道府県の負担はどの程度ですか。

-----

( 回 答 )

- 1 平成18年7月に省議決定した「経営所得安定対策等実施要綱」において、「農地・水・環境保全向上対策」の事業規模として約300億円としたところであり、平成19年度よさんとして303億円を概算要求しています。
- 2 なお、都道府県には自らの責務として応分の負担をお願いしているところですが、手上げ方式となる平成19年度以降の負担額をあらかじめ想定することは困難です。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

農地・水・環境保全向上対策のような、地域振興対策については、中山間地域等直接支払と同様に、市町村が関与できる制度設計をお願いします。

-----

( 回 答 )

- 1 市町村には、市町村の各種計画との整合を図る観点等から活動組織と協定を結び、活動計画の確認を行っていただくほか、活動が適切に行われたかどうかのチェックを行っていただきます。
- 2 また、地域協議会<sup>(注)</sup>に参画していただき、地域の実情を踏まえた地域活動指針の策定などに携わっていただきたいと考えています。

( 注 ) 地域協議会

都道府県、市町村、関係団体等が対等の立場で一堂に会する協議会を都道府県ごとに1~数箇所設置します。地方における本対策の推進母体として、集落等を単位に設置する個々の活動組織に密着し、その実情に応じた指導・支援を行う組織です。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

## 共同活動への支援 - 対象地域・活動組織

( 質 問 )

農業振興地域が対象となるのですか。(例えば、市街化区域内農地は対象とならないのですか。)

-----

( 回 答 )

国として我が国農業の持続的発展を図る観点から、諸施策を連携して講じ継続的に農業振興を図る「農振農用地」を対象とすることとしており、それ以外の農地を支払対象面積に含めることは想定していません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

水田以外で対象となるケースにはどのようなものがあるですか。

-----

( 回 答 )

例えば、畑地や草地においても、農道や排水路などの適切な保全管理と質的な向上を図る取組を行う地域は対象となりえます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

対象となる地域は、その地域で水稻生産調整が100%達成されていなくても、該当するのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 本対策は、非農家も含めた活動組織を構成し、地域ぐるみで社会共通資本である農地・水・環境の良好な保全向上を図る共同活動とその上で営まれる先進的な営農活動を一体として支援するための地域振興対策であることから、生産調整と本対策は直接関連するものではないと考えております。
- 2 しかしながら、農政全般の観点から、本対策と生産調整の連携を図ることは有用であり、地域協議会において地域の実情に応じた両対策間の調整がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

環境規範に取り組んでいない地域でも共同活動への支援は行われるのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 共同活動への支援については、  
農家だけでなく地域住民など多様な主体が参画する農地・水・農村環境の保全向上を目的とした地域振興施策であり、  
活動の結果得られる多面的機能等の受益は農家のみならず地域住民を始め広く国民にもたらされるものであって、  
支援の主な要件は、活動組織による共同活動が活動指針に示した「効果の高い取組」の水準に達しているか否かで判断することとしており、個々の農家の環境規範への取組を直接要件とするとは、現時点では想定していません。
- 2 いずれにしても、地域住民など農家以外の多様な主体も参画する地域振興政策としての本対策の特質も踏まえ、環境規範と共同活動への支援の関係について平成18年度モデル支援等を通じて整理していきたいと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

面積的な要件はないのですか。

-----

( 回 答 )

平成18年度のモデル支援については、それぞれの地域で共同活動を効率的に行える範囲を設定することとしています。

なお、平成19年度以降の本格実施については、平成18年度のモデル支援の検証結果を踏まえて決定する予定です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

農地面積支払は、農地全てが対象となるのですか。

-----

( 回 答 )

活動組織の活動計画において、効果の高い取組を実施することとされた地域における農地のうち農振農用地が対象となります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

対象農地面積の確認方法と対象者を明らかにしてください。受委託されている場合はどうなるのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 対象農地面積については、中山間直接支払と同様、地籍図等に基づく台帳等で確認する方向で検討中です。
- 2 なお、個人への交付ではなく、活動組織への交付となるため、農地の権原の所在や受委託等については問いません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

対象となる面積区分については、登記簿等により判断するのですか、現況で判断するのですか。

-----

( 回 答 )

地目の判定については、その土地の現況によって判断することを想定していますが、細部の取扱いは平成18年度モデル事業を通じて検討しているところです。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

活動組織の「多様な主体の参画」とはどのようなイメージですか。例えば非農家や土地持ち非農家の参画が必須となるのですか。あるいは農地利用改善団体や水利組合も対象となるのですか。

---

( 回 答 )

- 1 例えば、純農村地域において、まずは農家を中心に地域住民や自治会が参画することを想定しています。(その発展型は、さまざまなパターンがあると考えています。)
- 2 また、農地利用改善団体や水利組合についても農地・水・環境の保全向上を図る取組を実施する上で重要な一員であると考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

土地改良区は必ず、地域協議会・活動組織のメンバーにならないといけないのですか。また、土地改良区がない地区は本施策の対象とならないのですか。

---

( 回 答 )

農地・農業用水等の保全と質的向上に当たっては、多面的機能の受益と負担のミスマッチ解消、環境保全などの社会に貢献する取組の促進、農村地域の活性化といった観点から多様な主体の参画を求めるものです。参画すべき多様な主体については、地域の実情に応じて選定することとなり、土地改良区の参加を義務づけることは想定していません。

したがって、土地改良区がない地区であっても施策の対象となります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

事務局は、誰が担えばよいでしょうか。

-----

( 回 答 )

活動組織の事務局については、それぞれの地域の実情に応じ、その裁量で決めていただくこととなりますが、例えば地域の自治会や営農組織、土地改良区、JAなど、それぞれの活動組織において中心的な役割を果たしていただける方に事務局を担っていただくことになると考えています。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

この対策の対象組織として、現状の集落組織（行政区）は対象になりますか。

-----

( 回 答 )

本対策は、農家だけでなく地域住民等も参画して農地・水等の良好な保全と質的な向上を図る地域共同活動が効果的に実践できるよう、地域の実情に応じて活動組織を設定していただくこととしており、現状の集落組織についても地域共同活動に取り組む上で重要な一員であると考えており、積極的に活動組織に参画していただきたいと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

交付金の流れや経理事務はどのようになるのですか。

-----

( 回 答 )

国、地方公共団体がそれぞれ支援交付金を地域協議会に交付し、地域協議会が活動組織への配分・交付を行うことを想定しています。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

主な水路・農業用道路は土地改良区が管理していますが、当対策交付金は土地改良区に交付されないのですか。

---

( 回 答 )

本対策は、主に集落の農業者等が共同で管理してきた農地周りの小規模な水路や耕作道などの資源を、地域住民等も含めた地域の活動組織によって管理していただくことを主眼としており、本対策の支援はこうした活動に着目し、集落等を単位とする活動組織を対象としています。

土地改良区については、その専門的な見地から活動組織に参加していただきたいと考えていますが、直接の交付対象とはなりません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

活動組織について、たくさんの人々をまとめていくのには誰が適しているのですか。実際はどうすればよいのか分かりません。

---

( 回 答 )

1 農地・農業用水等の保全のための共同活動の現状や将来の見通しなどを踏まえ、それぞれの地域で最も適した方を中心に地域の関係者で協力しながらまとめていくことが肝要と考えています。

2 活動組織設立に向けた地域の主体的な取組を支援するため、リーダーとなる人材の育成、実践的なマニュアルの整備などの支援策を順次提案しておりますので、都道府県・市町村を通じてご活用ください。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

提示された支援単価では多くの人の参画を求めるのは難しいのではないですか。

-----

( 回 答 )

支援単価は、水路や農道等の施設の泥上げ、草刈り、点検といった資源の適切な保全に必要な基準的な共同作業量を全国調査を基に算定したものであり、地域の面積に応じて地域単位に交付することから、共同活動を促進する助成としては、適切な水準であると考えています。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

共同活動の支援の活動指針の具体的内容はどのようなものでしょうか。

-----

( 回 答 )

現在、検討している活動指針の内容・構成は次のとおりです。

「基礎部分」には、農業生産活動の維持保全のために、最低限取り組むべき活動を位置付け、「点検活動」、「計画策定」、「実践活動」の3つから構成されています。

- ・「点検活動」は、施設の機能障害を把握する点検活動を施設ごとに列挙
- ・「計画策定」は、地域の話し合いによる活動計画づくりを位置付け
- ・「実践活動」は、耕作放棄の発生防止、水路の草刈り・泥上げ等の農業生産活動の維持に不可欠な具体の活動を施設ごとに幅広く列挙

「誘導部分（農地・水向上活動）」には、施設の長寿命化等の「生産資源の質の向上」に資する活動を幅広く位置付け、「機能診断」、「計画策定」、「実践活動」の3つから構成されています。

- ・「機能診断」は、施設の劣化状況を早期に把握するための機能診断活動を施設ごとに位置付け
- ・「計画策定」は、地域の話し合いによる活動計画づくりを位置付け
- ・「実践活動」は、施設の劣化等に対する早期補修や凍結防止等に資する具体の活動を施設ごと（農地、水路、ため池、農道）に幅広く列挙

「誘導部分（農村環境向上活動）」には、生産資源を活動の場として行われる「農村環境資源の質の向上」に資する活動を幅広く位置付け、「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」の3つから構成されています。

- ・「計画策定」は、多様な主体の参画による活動計画づくりを位置付け
- ・「啓発・普及」は、広報、啓発、学校教育との連携等の多様な主体の理解と参画を促す具体の活動を幅広く列挙
- ・「実践活動」は、生態系保全、水質保全、景観形成等の環境資源としての質の向上に資する具体の活動を幅広く列挙

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

共同活動への支援について、基礎部分のみの取組がなされれば農地・農業用水を維持することは可能と思われませんが、誘導部分の必要性は何でしょうか。

-----

( 回 答 )

農地・農業用水等の資源を良好な状態で次世代に継承するためには、施設の長寿命化を図り社会的コストを削減したり、これらの資源を基礎として形成される自然環境や美しい景観の保全など農業・農村に対する新たな国民の要請に添えていく必要があることから、「現状の維持にとどまらず、これに一定量以上の改善や質的向上を加えた取組」を「効果の高い取組」と位置づけ、このような効果の高い取組を実践する地域を支援するものです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

基礎部分及び誘導部分の農地・水向上活動、農村環境環境向上活動は、その全てについて取り組む必要があるのですか。

-----

( 回 答 )

基礎部分については全て実施し、誘導部分は、「農地・水保全向上」と「農村環境保全向上」の双方について一定以上取り組むことが要件です。

要件となる「一定以上」の具体的な基準については、平成18年度実施のモデル支援の結果を踏まえて設定することとなります。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

地域共同活動に対する支援の交付の対象は組織なのですか個人なのですか。

-----

( 回 答 )

交付対象は組織です。農地・農業用水等を適切に保全し、さらに質的な向上を図る活動に取り組む「活動組織」に対して交付します。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

「誘導部分」の「選択的必須要件」の項目は、どれくらいの項目を必要数としているのですか。

-----

( 回 答 )

1 平成18年度モデル支援の要件は、次のとおりとしています。

農地・水向上活動については、「機能診断」と「計画策定」に関する項目については全て実施し、「実践活動」については、一定割合を実施。

農村環境向上活動については、各地域において取り組むテーマ（生態系保全、景観形成など）を1つ決めて、それに関する「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」をセットで実施。

2 なお、平成19年度からの本格導入における要件については、平成18年度モデル支援の結果を検証した上で決定することとしています。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

交付金の具体的な用途はどのようなものですか。作業の労働に対する助成ですか。原材料費や花の植付け、生き物調査の経費に充当してもいいですか。

-----

( 回 答 )

資源や農村環境を保全向上する目的に資する活動に用途を限定しつつ、具体的な支出費目は地域に委ねて創意工夫を引き出す仕組みにする考えであり、水路や農道の補修に必要な原材料費や、水路沿いなどの花の植え付け、生き物調査に必要な経費に充当して構いません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

策定した一定の地域を保全管理することはもちろん、地区内に流入する用水路（地区外）の保全管理に交付金を使って良いですか。

---

( 回 答 )

対象地域の範囲の外に存する用水路やため池などについても、対象地域の資源に関わりがあり、当該地域の合意を得て、活動組織の活動により適切に保全向上を図ることとして活動計画に位置付けられるのであれば、交付金の使途に含めることを妨げるものではありません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

支援単価は、農地・水を保全する必須の活動量を基礎に算出するとのことですが、当たり前の取組に支払っていることになるのではないですか。

---

( 回 答 )

農地・農業用水等の資源は、その利益を国民全体が享受する社会共通資本です。その保全活動は、従来、農村の慣行として農業者を中心に行われてきたものですが、農村地域の構造変化により、集落機能が脆弱化する状況を踏まえ、こうした資源を適切に保全する活動と併せて質的な向上を図る地域共同活動に対して支援し、その促進を図るものです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

国の支援基準は、2,200円/10a(都府県水田)ですが、活動計画を取りまとめた結果、事業費が国の支援額を下回っても良いのですか。2,200円/10aは上限額と理解して良いですか。

-----

( 回 答 )

国の支援水準は、農地・水を適切に保全するための基準的な活動量を基に、国・地方・農業者の役割分担を踏まえて設定したものであり、活動組織にはこれら基準的な活動の全てとさらに農地・水等の資源の保全向上や農村環境の保全向上といった取組を行ってもらうものであり、活動計画に基づく事業費が国の支援額を下回することは制度設計上想定していません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

地域協議会が活動組織に支払う際の取組の単価設定について、地方に任されることになるのですか、ガイドラインが示されるのですか。

-----

( 回 答 )

活動組織に対する支援額は、「経営所得安定対策等実施要綱」に示した、地目・地帯ごとの国の支援単価に地方の応分の負担(国：地方=1：1を想定)を加えた額を基本とすることとしています。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

国による支援の水準で単価が2,200円/10aとなっています。これを個々の地区に当てはめた場合、必須要件が各地区によって違うと思いますが、どのようにその地区の支援額を決定するのですか。例えば、2,200円の半分を基本額とし、残りの1,100円を水準に合わせて割り当てるのですか。

-----

( 回 答 )

国の支援水準は、農地・水を適切に保全するための基準的な活動量を基に、国・地方・農業者の役割分担を踏まえて設定したものであり、活動組織にはこれら基準的な活動の全てとさらに農地・水等の源の保全向上や生農村環境の保全向上といった取組を行ってもらうものであり、活動計画に基づく事業費が国の支援額を下回ることは制度設計上想定していません。

したがって、例えば、都府県の水田であれば、国の支援単価2,200円/10aと地方の応分の負担(国：地方=1：1を想定)を加えた額の全額を割り当てていただくこととなります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

畑と草地の違いは何か。年度ごとの栽培作物で選別するのですか。時期や作物などの確定要件はどのようなのですか。

-----

( 回 答 )

1 本対策において、

- ・「畑」は、麦や大豆、野菜などを作付している、いわゆる「普通畑」と果樹を栽培している「樹園地」とし、
- ・「草地」は、牧草を永年的に作付けしている、いわゆる「牧草畑」と「採草放牧地」としています。

2 地目の判定については、その土地の現況によって判断することを想定していますが、細部の取扱いは平成18年度モデル事業を通じて検討していきたいと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

支援単価は、平地も中山間地も同じなのですか。

-----

( 回 答 )

共同活動に対する基礎支援の単価は「経営所得安定対策等実施要綱」に示しているとおりであり、平地と中山間地の区別はもうけていません。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

「国による支援の水準」水田2,200円/10aとは国のみの支出ですか。県・市町村・地元を含むのですか、別ですか。

-----

( 回 答 )

- 1 国による支援水準は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定したものであり、都道府県・市町村にはこれとは別に応分の負担（国：地方＝1：1を想定）を勧奨していく考えであり負担いただくことを強く期待しています。
- 2 農業者については、これまでどおり賦役等により役割分担することを想定しており、新たな支出は求めない考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

地方公共団体の負担を求めるのですか。(定率助成ですか、それとも定額助成ですか)

-----

( 回 答 )

- 1 資源や環境を保全する取組は、国・地方・農業者のそれぞれが利益を受けるものであり、「経営所得安定対策等実施要綱」で示した国の支援水準は、その役割分担を踏まえ、国の責務分を支援するという考えに基づいています。
- 2 したがって、地方公共団体に対しても、自らの責務として、応分の負担（国：地方＝1：1を想定）を勧奨していく考えであり負担いただくことを強く期待しています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

共同活動への支援において、地方の負担は都道府県と市町村で均等なものとなるのですか。

---

( 回 答 )

地方公共団体の中での負担割合は、基本的に地方の裁量事項であり、都道府県と市町村の協議調整により決定されるものです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

19年度からの取組について、地方財政措置の検討状況はどうなっているのですか。

---

( 回 答 )

社会共通資本である農地・水等の保全向上を図る取組は、国・地方・農業者のそれぞれが利益を受けるものであることから、その推進に当たっては、国・地方・農業者が適切に役割分担が必要があると考えており、地方財政措置については、こうした趣旨を踏まえつつ、関係機関と調整を進めていくこととしています。

なお、地方財政措置は、地方が応分の財政負担をするという姿勢や実績が前提となる側面もあるので、まずは、地方公共団体の応分の負担に対する理解を求めていく考えです。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

税制上の取扱いは、どのようになるのですか。中山間直接支払と同様になるのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 本対策の支援対象（交付先）は集落等を単位とする活動組織であり、活動組織が「人格のない社団等」に該当し、法人と見なされ、法人税の課税対象とならない「収益事業から生じた所得以外の所得」となるのか  
個人に交付されるものと見なされ、共同活動の必要経費として収入から控除されるか  
等により、税の取り扱いが異なるため、今後、調整を行うこととしています。
- 2 なお、中山間直接支払交付金については、税制上、個人（農家）に交付されるものとして取り扱われていますが、交付された年に協定に基づく共同取組活動に使用すれば、その分は必要経費として収入から控除され、実質的に課税されないものとして取り扱われています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

農地・水・環境保全向上対策の導入に向けて、実施体制、支援対象、地方の裁量など制度の詳細について、早期に明らかにしてください。

---

( 回 答 )

支援の円滑な導入に向け、制度の詳細が詰まった部分からできるだけ早期にお知らせするよう努めます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

平成18年度のモデル地区については、単年度で動いていますが、平成19年度以降の本格稼働に継続して乗り換えられるのですか。

---

( 回 答 )

平成18年度モデル事業の結果を検証した結果、採択要件等が平成18年度と平成19年度とで異なるものとなる可能性があります。平成19年度以降の要件に合致するよう活動計画を改めて策定すれば、引き続き支援の対象とすることを妨げるものではありません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 共同活動への支援 - その他

( 質 問 )

農地・水・環境保全向上対策の共同活動への支援について、中山間地域直接支払いとの調整はどのように行うのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 本対策のうち、共同活動への支援については、社会共通資本である我が国の農地・農業用水等の資源を、将来にわたって適切に保全管理していくことをねらいとし、他方、中山間地域等直接支払制度は、中山間地域と平地地域の生産条件の格差を補正するものであって、それぞれ異なる目的を持つものであり、並立しうるものです。
- 2 しかしながら、中山間直接支払の要件として実施される活動と、共同活動支援の要件である活動が一部重複することから、重複する活動の相当分について共同活動の追加要件とすることで両施策の支援を受けられることとしています。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

ふるさと水と土保全対策との関係はどのようになっているのですか。

-----

( 回 答 )

本対策のうち、共同活動への支援については、社会共通資本であるといえる我が国の農地・農業用水等の資源を将来にわたって適切に保全管理し、さらに質的向上を図っていくことをねらいとするものであるのに対し「ふるさと水と土保全対策」は、中山間地域・棚田地域等において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動に対する指導的な人材の育成や啓発普及を支援するものです。このように両者は、それぞれ異なる目的と活動内容を持つものです。

(参考)「ふるさと水と土保全対策」の具体的な事業内容は、

調査研究事業(モデル集落育成に関する調査等)

研修事業(指導員等に対するふるさと保全セミナーの開催等)

推進事業(ふるさと保全ニュースの発行等)

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

共同活動の実施状況について、誰がどのように確認するのですか。

-----

( 回 答 )

活動組織と協定を結ぶ市町村にチェックしていただくこととなります。具体的な確認手法等については、既存の諸制度も参考にしつつ、平成18年度のモデル的支援や調査等を通じ、どのような仕組みとすることが効果的かつ効率的かについて検討しております。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

県別の予算配分をどのように行うのですか。

-----

( 回 答 )

予算は、農地・農業用水等の資源の保全向上に取り組む地域の農地面積に応じて配分することと  
しています。基本的に(活動組織の)手上げ方式であり、都道府県別の配分をあらかじめ設定する  
ことは想定していません。

( 1 8 . 1 0 . 1 )

( 質 問 )

本対策のゴールは何ですか。何が達成されるまで続ければよいのですか。

-----

( 回 答 )

それぞれの地域において、資源の保全と質的な向上を図る共同活動の枠組みが構築され、(支援  
がなくとも)その活動が定着するようになることが本体策の理念的なゴールと考えており、実体的  
な卒業要件や政策評価指標等について平成19年度の導入に向けて設定していくこととしています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 営農活動への支援 - 対象地域・対象とする活動

( 質 問 )

営農活動への支援は、なぜ共同活動の支援地域内でなければならないのですか。

---

( 回 答 )

地域における共同活動と営農活動を一体的・総合的に支援することにより「農地・水・環境の保全と質的向上」及び「農業の自然循環機能の維持・増進」が相乗的、効率的に図られるものと期待しています。

より大きな環境保全効果を確保する観点から、共同活動と先進的営農活動とを一体的に実施する集落等に対して、重点的に支援するとしたところです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

共同活動への支援の対象地域と営農活動への支援の対象地域の関係はどうなるのですか。両方のエリアはイコールなのですか、内数なのですか、一部でも重複があればよいのですか。

---

( 回 答 )

営農活動への支援は、共同活動への支援の対象地域の中で実施する方針です。

共同活動への支援の対象地域内であれば、営農活動への支援の対象地域は、集落を最小単位として、取組の実態に応じて設定できます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援について、「計画に基づき・・・地域」とありますが、計画の内容のイメージはどうなるのですか。また、同一市町村内の各集落においては類似の計画になる可能性もありますがそれでも良いですか。

-----

( 回 答 )

これまで市町村段階での策定が進められてきた市町村環境保全型農業推進方針の中で、  
地域の環境保全上の課題とともに、

本課題の解決に向けた農業生産活動に伴う環境負荷低減を図る取組の推進方策、取組目標が明記されていれば、本計画に該当するものと考えており、今後、必要があれば、各市町村において、環境保全型農業推進方針の見直しを進めていただきたい。

また、例えば、湖沼水質保全計画等の環境保全に関する計画であって、及び が明記され、地方公共団体が作成又は作成に関与した計画が既にあれば、こうした計画でも該当することとします。なお、計画の対象地域であれば、同一の計画の下で、複数の地区が支援対象となることは何ら問題となりません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援における「地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた共同の取組」とは、どのような活動が対象となるのですか。稲わらの鋤き込みは必ず実施しなければならないのですか。

---

( 回 答 )

地域全体の農業者による環境負荷低減の取組としては、大綱の説明資料で例示したように、

- ・ 浅水代かきなど代かき濁水の適切な管理
- ・ 土壌診断に基づきたい肥の施用
- ・ 稲わらの鋤き込み等による有機物資源の有効利用

などが想定され、今後、調査・検討を進め、該当する取組を具体的にリストアップすることを予定しています。

なお、大綱の説明資料では取組の一例として、稲わらの鋤き込みによる有機物資源の有効利用や土づくりを挙げたもので、環境負荷低減に向けた取組は地域の条件に適したものを地域ごとに選ぶことができることとしています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

エコファーマー(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく導入計画の認定)であることを支援の要件とするのですか。

---

( 回 答 )

化学肥料や化学合成農薬の大幅削減等の先進的な営農活動への支援は、従来から持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する方針(持続農業法)で推進してきた、生産性との調和にも配慮して、代替技術の導入により化学肥料や化学合成農薬の低減等を図る取組を対象とするものであり、支援に当たっては、持続農業法の認定を受けたエコファーマーであることを原則的な要件とすることとしています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援において、緑肥作物は支援の対象となるのですか。

---

( 回 答 )

緑肥作物の導入については、持続農業法の中でも土づくり技術の一つとして挙げられており、導入する作物や方法によっては化学肥料や化学合成農薬の低減効果も期待できます。

今回の支援においては、単に緑肥作物を導入しただけではその対象となりませんが、

集落等で取組が相当程度のまとまりを持ち、

緑肥作物と合わせてその他の技術を導入し化学肥料や化学合成農薬の5割以上の低減を実施するなど支援の要件を満たす取組となれば、支援対象になります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

先進的な取組で、化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等に相当する取組とありますが、考えられる取組があれば示してください。

---

( 回 答 )

化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減と同様、環境保全上の効果が高く、現場の普及度合い等からみて一定の先進性が認められる取組であることが必要と考えており、現時点では、不耕起・冬期湛水栽培などを想定しています。今後、必要な調査を行った上で、取組を特定していく予定です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

農地・水・環境保全向上対策の採択要件にエコファーマーであることがありますが、3割程度の減農薬の計画でエコファーマーとして認定している場合もあります。採択要件では5割のラインが示されていますが、これに伴いエコファーマーの認定要件を変更するのですか。

---

( 回 答 )

持続農業法に基づき、原則認定を受けて化学肥料や化学合成農薬の低減に取り組む農業者（エコファーマー）であって、地域の慣行から原則5割以上低減することを要件としています。

なお、原則5割以上としている低減割合の要件は、持続農業法の認定要件とは別途判断することとしており、対策の導入に当たって、持続農業法の認定要件などを変更する予定はありません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援は、慣行5割削減といいますが、地域によって条件が違います。慣行で使用する化学合成農薬の回数や量も違いがあります。もともと少量のところは負荷が低いはずで、作物によっても違いはあるので、全国一律に5割のように削減割合で設定するのではなく、(全国一律で)絶対値で設定すべきではないですか。

---

( 回 答 )

化学肥料や化学合成農薬の種類、施用量、施用回数などは、同一の作物でも、作型、気象条件、土壌、発生する病害虫などの条件が違ふことから、地域で必要とされる回数や量は大きく異なります。

こうした中で、全国のそれぞれの地域での農業生産に伴う環境負荷の低減に向けた取組を適切に支援するためには、削減割合を設定して、各地域の慣行から低減する取組に対して支援を行うことが適当と考えています。なお、低減割合は、各品目で現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、技術体系を検証した上で、現行の代替技術では5割低減が極めて困難な場合については、3割を下限として低減割合を設定することも検討しています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

化学肥料や化学合成農薬の5割以上低減の要件は計画期間中に達成すれば5割低減に向けた取組に対して支援が受けられるのですか、それとも5割低減等の取組の実績に対して支援を行うのですか。

---

( 回 答 )

支援は、化学肥料や化学合成農薬の使用を原則5割以上、実際に低減していることが条件です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援において、化学肥料や化学合成農薬を慣行の5割以下へ低減した方式で生産した米については、集荷の段階でも分別して集荷する必要があるのですか。

---

( 回 答 )

支援においては、分別集荷は要件としない考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 営農活動への支援 - 支援内容

( 質 問 )

支援の内容で、取組面積に応じて活動組織に交付（取組農業者への配分可）とありますが、担い手農家でなくともよいのですか。

---

( 回 答 )

化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的な取組に着目して支援を行うもので、担い手農家かどうかに関わらず、こうした先進的な取組を行う農家に対して配分可能とするものです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援について、化学肥料や化学合成農薬を5割削減としていますが、そうした場合に生じる減収分を支援する仕組みなのですか。

---

( 回 答 )

化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する先進的な取組に対しては、減収分等に着目して支援を行う仕組みではなく、取組の5割低減を実現するための掛増し経費に着目して支援を行うものです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動、ステップアップへの支援額及び基準はいつごろ決定されますか。

---

( 回 答 )

平成19年度概算要求までに明示する予定です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

事業の申請・採択の手続きはどのようになるのですか。

-----

( 回 答 )

現在、検討中です。平成19年度予算の予算編成過程で明らかにする考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

営農活動への支援について、要件を満たす営農(化学肥料・化学合成農薬の5割低減等)の実施を誰がどのように確認するのですか。県や市町村、農協等の役割分担はどのようになるのですか。

-----

( 回 答 )

取組の実施状況の確認主体及び確認手法については、既存の諸制度も参考にしつつ、平成18年度の調査等を通じ、どのような仕組みとすることが効果的かつ効率的かについて検討していきたいと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## ステップアップへの支援

( 質 問 )

促進費はどのような取組に対して交付されるのですか。

---

( 回 答 )

取組の地域への広がりや質の向上といったステップアップを誘導するため、地域を単位に「促進費」を活動組織に交付します。

この「促進費」は、一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動などの取組が行われる場合に、取組の水準に応じて交付するものです。

( 1 8 . 1 0 . 1 )